

源泉所得税事務相談会のお知らせ

『専従者給与や従業員へ給与の支払いをしている事業者は、7月10日（水）までに、源泉所得税を支払う義務があります。また、納付額が0円でも税務署に報告する義務があります。』
当商工会では、下記の日程で個別による事務相談会を行いますので、ぜひご利用ください。



源泉徴収とは…

給与や報酬などの支払いに関わる税金（所得税）を支払者が差し引いて支払い、差し引いた税金を支払者が国に納付する制度です。

納期の特例について…

源泉徴収をされた方は、源泉徴収を行った月の翌月の10日までに、徴収した源泉所得税を税務署に納付する必要があります。しかし、毎月源泉所得税を納付するのは手間がかかります。そのような方は、源泉所得税の納期特例制度を申請するのがオススメです。この申請をすれば、1月～6月までの源泉所得税は7月10日までに、7月～12月までの源泉所得税は翌年の1月20日までに納付すればよくなります。ご不明な点は商工会まで!!

【申請要件】

- ・給与の支払人員対象者が10人未満であること
- ・「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出して承認を受けた者

記

日 程 令和6年 7月4日（木）・5日（金）・8日（月）
9日（火）・10日（水）の5日間

時 間 午前10時から午後4時まで（但し、正午から午後1時まで昼休み）

場 所 清瀬商工会 会議室（アミュービル5階）

説明者 清瀬商工会職員

持ち物

- ①賃金台帳または給与支払金額がわかる書類
- ②令和4年及び令和5年分給与所得税源泉徴収簿
- ③扶養控除等異動申告書
- ④源泉徴収所得税納付書（税務署から郵送されたもの）
- ⑤令和5年分源泉所得税納付書の控え

問合せ 清瀬商工会 源泉所得税 担当まで

TEL：042-491-6648

※納付額が0円でも税務署に報告する義務がありますのでご注意ください。

※予約制ではありません。ご来会いただいた順にご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

